

特定一般社団法人等に課される相続税額の
計算明細書（別表２）

この明細書は、相続税法第66条の2第1項に規定する特定一般社団法人等が相続税の申告書を提出する場合において、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。

なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人	
特定一般社団法人等の名称	

第1表の付表5（別表2）（平成30年4月以降用）

1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第66条第4項において準用する同条第1項又は第2項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細

(注) 贈与税又は相続税の税額については、相続税法第66条第5項の規定による控除後の税額とし、延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額は除きます。

税目 (注) 該当するものを○で囲みます。	贈与税の年分 又は 相続開始の日	申告書を提出 した税務署名	贈与税又は相続税の税額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注) 各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
贈与税・相続税		署	円	名称	
				法人番号	
贈与税・相続税				名称	
				法人番号	
贈与税・相続税				名称	
				法人番号	
贈与税・相続税				名称	
				法人番号	
贈与税・相続税				名称	
				法人番号	
		合 計	①		

(注) ①の金額を第1表の付表5の⑮欄に転記します。

2 既に相続税の税額より控除された金額の明細

- (1) ①の税額のうち、既に相続税法第66条の2第3項の規定により相続税の税額から控除された金額について計算します。
- (2) 相続税の額からの控除が行われた相続税の申告について、下の表の各項目を記入してください。

相続税の額からの控除が行われた相続税の申告に係る被相続人の相続開始の日	申告書を提出 した税務署名	控除された金額	特定一般社団法人等の名称及び法人番号 (注) 各申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ、記入します。	
・	署	円	名称	
			法人番号	
・			名称	
			法人番号	
・			名称	
			法人番号	
・			名称	
			法人番号	
・			名称	
			法人番号	
		合 計	②	

(注) ②の金額を第1表の付表5の⑯欄に転記します。

書 き か た 等

この明細書は、相続税法第 66 条の 2 第 1 項に規定する特定一般社団法人等が同項の規定に基づき相続税の申告書を提出する場合において、その相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額があるときに、相続税額から控除する金額の計算のために使用します。なお、この明細によらず別途作成した書類を添付しても差し支えありません。

- 1 「特定一般社団法人等の名称」欄には、相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける一般社団法人等の名称を記入します。
- 2 「1 相続開始前に贈与又は遺贈により取得した財産について、相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税の税額の明細」については、相続開始前に取得した財産につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定により課された贈与税又は相続税(注 1)の税額等について、その課税がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「①」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑮」欄に転記します。
- 3 「2 既に相続税の税額より控除された金額の明細」については、上記 2 の「贈与税又は相続税の税額」のうち、相続税法第 66 条の 2 第 3 項の規定により相続税の税額から既に控除された金額等について、その控除がされた申告ごとにその明細を記入します。なお、「②」欄の金額は第 1 表の付表 5 の「⑯」欄に転記します。

- (注) 1 特定一般社団法人等が遺贈につき相続税法第 66 条第 4 項において準用する同条第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受け、かつ、その遺贈をした者の死亡につき相続税法第 66 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における相続税は、控除の対象となりませんので、記入の必要はありません。
- 2 「特定一般社団法人等の名称及び法人番号」欄については、各欄における申告書に記載した名称又は法人番号が現在のものと異なる場合にのみ記入します。